特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民年金に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

古平町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

古平町長

公表日

令和7年10月10日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1							
1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務 (1997年) (19						
①事務の名称	国民年金に関する事務						
②事務の概要	・国民年金に関する法律及び条例に基づき、国民年金の年金事務所の異動報告や連携業務として所得調査等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、国民年金に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。 ①異動内容の届出。 ②免除申請書、学生納付特例申請の発行。 ④被保険者台帳の照会・異動。 ⑤年金受給者台帳の照会・異動。						
③システムの名称	(1)国民年金システム (2)統合宛名システム						
2. 特定個人情報ファイル	·名						
(1)国民年金情報ファイル (2)団体内統合宛名ファイル							
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表 第46の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第24条の2						
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢>						
②法令上の根拠							
5. 評価実施機関におけ							
①部署	町民課戸籍年金係						
②所属長の役職名	課長						
6. 他の評価実施機関							
なし							
7. 特定個人情報の開示	・訂正・利用停止請求						
請求先	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50番地 0135-48-9835						
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ						
連絡先	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50番地 0135-48-9835						
9. 規則第9条第2項の通	通用 []適用した						
適用した理由							

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未满]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か		令和	17年4月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎	項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。						
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネッ	ットワークシステ	テムを通じた。	入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	Г	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない						
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報	報提供ネットワー	·クシステムをi	風じた提供を除く。)]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・済	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、複数人でのダブルチェックを行い、リスク対策を行っている。				
9. 監査					
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査				
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策				
最も優先度が高いと考えられ る対策	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策				
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策				

変更箇所

変更固.			**************************************	Am of code Africa	January House for 7 Steps
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月15日	所属長	民生課長 和泉 康子	民生課長 五十嵐 満美	事後	
平成30年8月29日	部署修正	民生課戸籍年金係	町民課町民生活係	事後	
	所属長修正	民生課長 五十嵐 満美	町民課長 五十嵐 満美	事後	
令和1年6月24日	新様式対応			事後	
令和3年6月15日				事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部	町民課町民生活係	町民課戸籍年金係	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町40番 地4 0135-42-2181	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50 番地 0135-48-9835	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町40番 地4 0135-42-2181	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50 番地 0135-48-9835	事後	
令和7年10月3日	新様式対応、標準化・共通化・ ガバメントクラウド対応				
令和7年10月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱 う事務 ②事務の概要	・国民年金に関する法律及び条例に基づき、国民年金の年金事務所の異動報告や連携業務として所得 調査等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、国民年金に関する法律及 び条例の規定に従い、次の事務に利用している。 ①異動内容の届出。 ②免除申請書、学生納付特例申請の発行。 ④被保険者台帳の照会・異動。 ⑤与全受給者台帳の照会・異動。	国民年金法等の規定に則り、 国民年金資格の管理・付加・免除・給付の管理を行	事前	
令和7年10月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱 う事務 ③システムの名称	(1)国民年金システム (2)団体内統合宛名サーバー	(1)国民年金システム (2)統合宛名システム	事前	
令和7年10月3日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)国民年金情報ファイル (2)団体内統合宛名ファイル	(1)国民年金被保険者台帳ファイル (2)年金受給被保険者台帳ファイル (3)宛名情報ファイル	事前	
令和7年10月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークに よる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)第9条第1項、別表 第46の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める番巻を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第24条の2	事前	
1					
		l			l .